

恵愛荘
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
入所約款

(約款の目的)

第1条 短期入所生活介護恵愛荘（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所生活介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者または家族代表者（以下「扶養者等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が短期入所生活介護(介護予防)利用同意書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、扶養者等に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者等は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者等は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立もしくは非該当と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所生活介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者等が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者等は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所生活介護の対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者または家族代表者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者等は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（退所日に一括精算する方法でも可）
- 3 当施設は、利用者又は扶養者等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者等が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(連帯保証人)

第6条 当施設は利用者に対し、別世帯の連帯保証人を求めます。

2 連帯保証人は、本契約により発生する債務及び不履行により発生する一切の債務について極度額 50 万円の範囲内で、利用者及び扶養者又は、家族代表者と連帯して履行する責めを負うとともに、必要な場合には本施設と協議の上ただちに適切な処置を講ずる責任を負います。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所生活介護(介護予防)の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者または家族代表者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者等若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所生活介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び扶養者等は、当施設の提供する短期入所生活介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期入所生活介護(介護予防)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者等は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者または家族代表者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書
(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護)

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 恵愛荘
- ・開設年月日 平成 25 年 8 月 1 日
- ・所在地 諫早市有喜町 593 番地 1
- ・電話番号 0957-28-6570
- ・FAX 番号 0957-28-6577
- ・管理者名 井上 長三
- ・介護保険指定番号 4270402805 号

(2) 短期入所生活介護(介護予防)の目的

短期入所生活介護(介護予防)は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 運営方針

- ① 入所者様・ご家族との相互理解に基づいて、ご本人の自己決定権を尊重した医療と介護を提供致します。
- ② 医師・看護師・介護士等、多職種のスタッフが『協働』してお一人お一人に応じた医療と介護を提供致します。
- ③ 入所者様に対し、ご家族が接するような気持ちで心配りを行い、より良い環境作りに努めます。
- ④ 医療・福祉機関や各サービス事業所、関係自治体などと密接な連携を行い、地域に開かれ愛され信頼できる施設を目指します。
- ⑤ 各職員が医療・介護のプロとしての自覚と責任を持ち、常に提供するサービスの質の向上のために自己研鑽に励みます。

(4) 施設の職員体制

	常 勤	夜 間	備 考
管理者	1		
医師	1		
看護職員	3	1	機能訓練指導員兼務
介護職員	10		うち、介護福祉士 9 名
生活相談員	2		うち、相談員 1 名
機能訓練指導員	2		うち、看護職員兼務
送迎職員	1		
管理栄養士	2		併設施設兼務
調理職員	14		業務委託
事務職員	4		業務委託

(5) 入居定員等 ・定員 20 名

(6) 通常の送迎地域を以下のとおりとする。

諫早市・雲仙市一部(愛野町・吾妻町・千々石町)・大村市
長崎市一部(東長崎地区)

2. サービス内容

①短期入所生活介護計画の立案

②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時より

昼食 12時より

夕食 18時より

③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低3回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④医学的管理・看護

⑤介護（退所時の支援も行います）

⑥リハビリテーション

⑦相談援助サービス

⑧栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨利用者が選定する特別な食事の提供

⑩その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称 医療法人 和光会 恵寿病院

・住 所 諫早市有喜町593番地1

・協力歯科医療機関

・名 称 医療法人 和光会 恵寿病院内歯科

・住 所 諫早市有喜町593番地1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会（8:30~20:30） 21:00 施錠
- ・ 外出・外泊
- ・ 火気の取扱いは所定の場所で行います
- ・ 設備・備品の利用はご相談ください
- ・ 所持品・備品等の持ち込みはご相談ください
- ・ 金銭・貴重品の管理（原則個人管理になります）
- ・ 外泊時等の施設外での受診（医師の指示書が必要です）
- ・ ペットの持ち込みはご相談ください

利用者負担説明書

別紙 1

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

(1) 基本料金【1 割】※2 割、3 割は別紙料金表記載

・要介護 1	6 0 3 円	・要支援 1	4 5 1 円
・要介護 2	6 7 2 円	・要支援 2	5 6 1 円
・要介護 3	7 4 5 円		
・要介護 4	8 1 5 円		
・要介護 5	8 8 4 円		

- *介護福祉士の割合が一定基準に達している場合は、1 日 18 円加算されます。
- *常勤の看護師が 1 名以上配置している場合は、1 日 4 円加算されます。
- *看護職員が介護保険法に掲げる基準に適合している場合は、1 日 8 円加算されます。
- *前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 70 以上であった場合 12 円、23 円加算されます。
- *機能訓練加算として 1 日 12 円加算されます。
- *機能訓練指導員が計画を作成し、個別で機能訓練を行った場合、1 日 56 円加算されます。
- *理学療法士等が短期入所生活介護事業所を訪問し、職員と共同でアセスメントを行い、個別で計画、評価を行う場合月 200 円加算され、個別機能訓練を算定されている場合、月 100 円単位加算されます。
- *医師の指示に基づき、特別な食事を提供した場合は、1 食 8 円加算されます。
- *送迎を行った場合、片道 184 円加算されます。
- *夜勤の職員配置が基準を上回る配置で行った場合は、1 日 13 円加算されます。
- *若年性認知症利用者に対して一定基準に達している場合、1 日 120 円加算されます。
- *介護支援専門員が緊急に利用することが適当と判断した場合 1 日 90 円加算されます。
- *主治医と連絡が取れない等の場合に備え、あらかじめ協力医療機関を定め、痰吸引を実施している状態、呼吸障害等により、人工呼吸器を利用している等の要件に該当している場合 1 日に 58 円加算されます。
- *介護職員処遇改善加算 I：所定単位数にサービス別加算率（14%）を乗じた単位数で算定されます。

(2) その他の料金

- ① 食費 朝／400 昼／545 夜／500

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)

- ③ 滞在費（部屋代）

多床室 915 円 個室 1231 円

(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

*上記①「食費」及び②「滞在費（部屋代）」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、※別添資料をご覧ください。

- ④ その他の費用 1 日 2 本目以降の牛乳代 65 円／本、ヤクルト 50 円／本

《別添資料 1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について当施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方です。

【利用者負担第 1 段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第 2 段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方

【利用者負担第 3 段階】

① 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 2 段階以外の方
(課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方など)

② 課税年金収入額が 120 万円超

- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設の個室に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

単位：円

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		個 室	多床室
第 1 段階	3 0 0	3 8 0	0
第 2 段階	6 0 0	4 8 0	4 3 0
第 3 段階①	1, 0 0 0	8 8 0	4 3 0
第 3 段階②	1, 3 0 0	8 8 0	4 3 0
第 4 段階	1, 4 4 5	1 2 3 1	9 1 5

個人情報の利用目的

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

恵愛荘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報（ご家族・ご本人）について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔短期入所生活介護(介護予防)内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供